

公益財団法人日本高等教育評価機構常勤役員退職手当規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本高等教育評価機構（以下「本機構」という。）の常勤役員（本機構の評議員及び役員の報酬等並びに費用に関する規程第2条第3号に規定する常勤役員をいう。以下同じ。）の退職手当の支給について、必要な事項を定めることを目的とする。

(退職手当の支給)

第2条 常勤役員が退職（解任及び死亡を含む。以下同じ。）したときは、退職手当をその者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。ただし、1年未満で退職したとき及び本機構の定款第27条第1号の規定により解任されたときは、支給しない。

2 退職手当の支給については、本機構の職員退職手当規程第2条を準用する。

(退職手当の額)

第3条 退職手当の額は、在職期間1か月につき、退職の日におけるその者の報酬月額に100分の12.5の割合を乗じて得た額とする。

(功労者に対する加算)

第4条 理事長は、常勤役員が退職した場合、在職中特に功績顕著と認められる者に対しては、理事会の議を経て、前条による算出額のほかに、報酬月額を超えない範囲の額を加算して退職手当を支給することができる。

(再任者の場合の取扱い)

第5条 常勤役員が任期満了後、引き続き常勤役員に再任されたときは、その者の退職手当の支給については、引き続き在職したものとみなす。

(在職期間の計算)

第6条 常勤役員の在職期間の計算は、その者が常勤役員になった日の属する月から退職した日の属する月までの月数とする。

2 前項の在職期間には、常勤役員が職員を兼務する月数を含むものとする。

(遺族の範囲及び順位)

第7条 第2条に定める遺族の範囲及び順位については、本機構の職員退職手当規程第8条及び第9条を準用する。

(端数の処理)

第8条 この規程により計算した退職手当の額に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げる。

(雑則)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の議を経て行う。

2 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の議を経て、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人日本高等教育評価機構の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年6月23日から施行する。